

# 公益財団法人農学会物品貸出規程

平成13年8月 1日（制定）

平成25年5月28日（一部改正）

## （目的）

第1条 この規程は、公益財団法人農学会（以下「財団」という）所有の物品の貸出について、必要な事項を定めることを目的とする。

## （貸出の範囲）

第2条 物品の貸出については、下記の使用目的等のために貸与するものとする。

- (1) 学術研究会・学術講演会を目的とした行事を開催のため。
- (2) その他、公益を目的とした行事等を開催のため。

## （貸出の手続き）

第3条 物品の貸出を受けようとする者は、事前に「物品使用願」を財団事務局に提出し、許可を受けるものとする。

## （貸出時間）

第4条 貸出時間は、原則として午前9時から弥生講堂使用許可時間までとする。

## （使用料）

第5条 使用料は、別表の定めるところにより、原則として事前に支払うこととする。

## （原状回復）

第6条 使用者が故意または重過失により物品の破損等が発生した場合は、損害賠償させるものとする。

## 附 則

この規程は、平成13年 9月 1日から適用する。

## 附 則

この規則は、平成25年 5月28日から適用する。

(別 表)

液晶プロジェクター (SONY製 7,000ルーメン)	1日	20,000円
O H P	1日	10,000円
展示パネル (115cm×85cm)	1日1枚	1,000円
DVD・VHS設備		無 料
立看板 (274cm×44cm)		無 料

(パネル使用料金の割引特例・・・平成19年度決定)

農学会の目的が「学術の研究を奨励する」ことから、林農学会会長の裁量 (平成19年9月3日付け) により、大量 (30枚以上) に展示パネル (1枚1,000円) を長期間使用する場合は、以下のように割引を実施することとした。

3日間使用の場合	:	3割引
4日間使用の場合	:	4割引
5日間以上使用の場合	:	5割引